

王臣家牒の成立と王臣家の動向について

西 別 府 元 日

はじめに

10世紀初頭、古代貴族をして国政の改革を余儀なくさせたものは、9世紀後半畿内地域を中心に各地で広汎に展開する殷富富豪の輩の国衙対捍行為であったが、その富豪の輩の行為を背後で支えたものは王臣家の存在であった。

この王臣家と富豪の輩の結合、それ自体は、9世紀中葉における太政官政府による政治基調転換¹⁾の所産であり、その推移については別個に検討しなければならないが、本稿で問題としたいことは、たとえば9世紀末の官符に「且諸国奸濫百姓為逼課役。動赴京師。好属豪家。或以田地詐稱寄進。或以舍宅巧号壳与。遂請使取加封立賜」とある²⁾ような、王臣家と富豪の輩の対捍行為に合法性を付与する牒(家牒)が、いつどのような歴史情況の中で成立してくるかという点についてである。

家牒については、相田二郎氏・伊地知鉄男氏など古文書学上の先学も簡単に言及されている³⁾が、その成立について論じられたのは佐藤宗諱氏⁴⁾のみであろう。氏は延喜20年の右大臣家牒を中心に考察を進められ、10世紀には家牒が公的性格を有していたこと、それは延暦23年の家司による牒の作成の承認、貞観10年の家印の公認を契機に、従来家令が個人として諸司に充てた牒から発展進化したものであること、そして公的性格を有する家牒の成立は、王臣貴族家における家司のはたす役割が大きくなったことと、本主とともに家司が間接的ではあれ、政治に参画するようになったことの反映であるとまとめられた。

私自身、大局的には上記の氏の結論に異論ないが、8世紀の「家牒」に対する評価、貞観10年家印を公認せざるをえなかった歴史的情況と、家印公認のもつ意味については納得できない点もあるので、改めてこの家牒の成立を問題とし、その政治史的意義について検討を加えてみたいと考える。

第I章 牒について

本稿でいう家牒とは、家司⁵⁾の発する牒という意味であるが、家牒の母体たる牒自体については、管見のかぎ

りでは十分に考察がなされているとはいえないようである。そこで本節ではまず律令制下の牒について検討を加え、正倉院文書にみえる「家牒」の位置づけを試みておきたい。

牒の語句自体は、諸橋轍次氏『大漢和辞典』によると、上意下達・下意上申しずれをも問わない官の文書という程度の意味であるが、中国唐代においては「上行・下行を問はず、差出・受取の両官司が同等の場合、たとえば県司より他の県司に送る文書、即ちいはば平行文書でも広くこれを牒と云った」⁶⁾ということである。

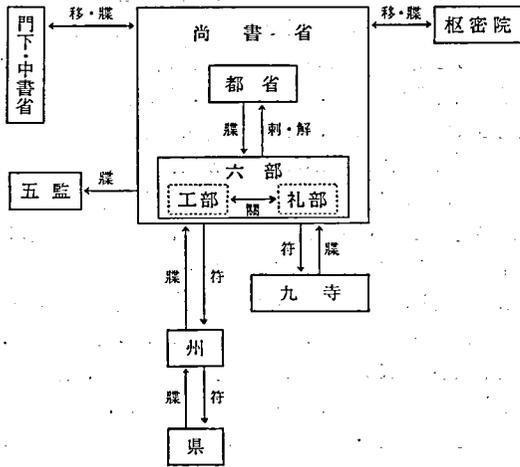
上記のような牒に関する使用例は、西域地方において発見された唐代官文書からも確認されるところである⁷⁾が、日本で行なわれた官司間文書としての牒に関しては、たとえば検非違使牒・藏人所牒の存在など、古文書学上幾つかの現象面での指摘がなされているのみである。

周知のごとく牒について現存の養老令は、主典以上の官人個人が諸司に上申する文書としての牒⁸⁾と、官司と僧綱・三綱などとの間での互通文書として移式を準用する文書としての牒⁹⁾を規定しているのみであり、唐で行なわれた牒とは大きな相違をみせている。

しかしながら実際には官司間の互通文書として、あるいは外交文書として牒¹⁰⁾が使用されていることは先述のとおりである。このような令条の規定と現実との乖離について多くの先学が、移式準用の形式としての牒が「さらに進んで官制上、上下支配関係の明らかでない役所の間にも用いられる」ようになった¹¹⁾と解釈された中で、早川庄八氏らがその可能性を想定されつつも、「太皇令の牒式が唐制に近い規定であったため、養老令の施行後もこれが否定されずに行なわれた」か、あるいは「令の規定如何にかかわらず唐の牒制が準用された」可能性も考慮すべきである¹²⁾と指摘されたのは卓見であったといえよう。

佐藤進一氏らの移式準用の牒から官司間の互通文書としての牒への発展説が成立しがたいのは、後述のごとく古記が牒を官司間の互通文書として想定していることから明確である。だとするならば、養老公式令の移・牒式の規定と現実との乖離をどのように解すべきであろうか。この問題は本来ならば唐公式令の継受、律令官制整

別図



備の過程をふまえて考察すべき課題であるが、詳細は後日を期すこととして、ここでは令集解の諸説、正倉院文書、続日本紀の記事を参考に問題を整理しておきたい。

唐の三省を中心とする官制を、日本の固有法との調整をはかりつつ太政官一八省体制という一種のヒエラルヒー的官制に再編した¹³³支配階級にとって、行政を円滑に進めるためには、唐の文書伝達関係をふまえて日本の官制にふさわしい伝達関係とその文書様式を整備する必要があったと思われる。唐における文書伝達関係を『唐令拾遺』等をもとに図示すれば、別図のごとくその関係は極めて煩雑といわざるをえない。このような煩雑な関係を日本に導入する際には、当然その整理（簡素化）と様式の取捨選択が行なわれたと考えられるが、本稿の関心からいえば官司間の互通文書としての牒の機能はそのまま継承されていたと考えられる¹⁴⁴。そのことはたとえば、公式令料給官物条の古記が「問。料給文牒。未知。誰人文牒。答。自上給文牒也」と牒を上意下達文書的に理解し、また考課令応考之官条でも「在京官人在京裏。功過有者。即京職録牒本司耳」と平行文書的に理解していることから察せられるであろう。

しかし大宝令の文書様式は、養老令編纂に際して大はばに改訂されたが、その引き金となったのは符式条の改訂によって、下達文書としての符が確立したことである。唐制下の符は尚書省から州、県、郡へ命令を順次伝えるための下達文書であり¹⁴⁵、大宝令下でも早川氏の推測されたごとく、原則的には在外諸司への勅符下達文書としてあった。しかしそれが養老令編纂の段階で省台諸司への下達文書としても確立され¹⁴⁶、公式令の中で唯一の下達文書として位置づけられたのである。

こうした下達文書としての符の確立の一表現が、太政官が諸司を統制する形態へ移行するために行なった、養老4（720）年の文武百官が諸国に下す符には太政官印を捺印せよという太政官奏であった¹⁷⁷。

かくして唯一の下達文書としての符が確立される以前、すでに大宝令においては、官司間の平行互通文書としての移式が規定されていたが、養老年間に入ると、移の発給主体である省、春宮に公印が与えられ¹⁸³、その発する移は公式令に「凡行公文。皆印事状物数及年月日。并署縫處。鈴伝符剋数」とある¹⁹³ごとく、捺印を通じて公文書の機能を発揮しはじめる²⁰⁰こととなる。そしてその直後の養老3年12月7日格で、太政官・治部省から僧綱への伝達文書の様式は牒の形式をとるべきことが指示され²¹¹、ここに養老令移式には移の準用としての牒の規定が加筆される²²³こととなった。

符式・移式の確立によって官司間の伝達文書様式が確定される²²³と、牒は本来有していた官司間の互通文書としての機能を発揮する余地がなくなり、最終的には官人個人の上申文書としての機能のみが残され、養老令公式令牒式条のような様式をとることとなったのである。

以上のごとく公式令の文書伝達関係は、養老令編纂の段階で徐々に確立²⁴⁹され、新規定はおのおの単独法として、その遵守が命令された²⁵³と考えられるが、実際には大宝令以来の様式も根強く、多くの混乱が生じていたと思われる。たとえば先述の大同元（806）年官奏にみられるごとく神亀以降も内侍司から中務省へ牒が発せられ、正倉院文書でも中務省被官たる皇后宮職から中務・民部・兵部省などへの移²⁶⁹が発せられ²⁷⁷、あるいは内侍司から主薪所への牒²⁸⁹、左京職から東市司への牒²⁹⁹などもみられ、さらには造東大寺司による移式・牒式の混用、移式・解式の混用が行なわれる³⁰⁹など、養老令段階での新規定がすぐには遵守されなかった傾向がうかがわれる。

養老令において主典以上の官人個人の上申文書と規定された牒は、一方ではその様式通り作成発信されている³¹⁹が、のちにはたとえば「右得河内国解僦。前介従五位下藤原朝臣総繼牒僦³²⁹」とか「右得左京九條一坊戸主従五位下石川朝臣宗益牒僦³³⁹」とあるごとく、官職とは関係なく貴族個人の牒があらわれてくることや、集解諸説にみられるごとく、平安初期の明法家達に、官司間の互通文書としての牒の存在が意識されていたことなどは、王臣家牒成立の一遠因として注目しておかなければならない。

さらに、8世紀における牒が、令制上では主典以上の官人の上申文書としての機能と、官司と社寺関係との移式準用に基づく互通文書としての機能しか与えられてい

なかったにもかかわらず、現実には造東大寺司という八省にも四敵する「官司」を中心に、牒が発給受理されたことは、たとえそれが私的内容のもので公文書としては認められていなかったとしても、のちに官司間の互通文書としての牒を再生させる要因の一つとなったのではなかろうか³⁴⁾。

それでは以上のような8世紀における牒の使用状況の中で、天平から天平宝字の年号をもつ14通の家牒、4通の宅牒³⁵⁾はどのように位置づけられるであろうか。佐藤宗諱氏はこの家牒について、家令など1～2名が「個人の名において東大寺司に差出した文書」であり、その内容も直接政治に関するものではなく、「政治史分析の直接の対象とはなりえない」と論じられた。

奈良時代の家牒が政治史の対象となりえない点は、その内容からいって妥当な見解と思われるが、その様式を公式令牒式条に引きつけて解釈され、「個人の名において」と理解された点には疑問が残る。署名者が1～2名で作成されているのは14通の家牒のみでなく、公文書として各省印の捺印されている天平17(745)年前後の諸司・諸寮の解³⁶⁾も同様である。したがって署名者数が1～2名であっても、この家牒が家司という家務執行機関が造東大寺司など「官司」に発給した文書である点にはかわりはない。ただしこれらの家牒が準官司間の互通文書ではあっても、いずれも公文書³⁷⁾としてではなく、私的文書として作成されたものであったが故に、公式令の規定に拘束されずに「家牒」という語句を使用したのであり、さらにその様式も「某家牒某司」という形で、およそ養老公式令牒式条の様式とはかけはなれた、むしろ移式を準用した牒というにふさわしい様式をとることができたのである。

すなわち奈良時代の家牒の多くは、私的文書として作成されたが故に、公式令に拘束されず移式を準用する牒の様式を使っても、これを家牒とよぶことができたのである。したがって8世紀の家牒と9世紀後半の家牒との間には、私的文書と公的性格をもつ文書という決定的な違いがあったということもできよう。

ところで大日本古文書には家牒以外に、充所不明の2通の「家解」が収められている³⁸⁾。この二つの解は、ともに写経のための書生を写経所などへ要請したものであり、養老公式令解式条の規定通りに「以解」と結んでいるのが注目される。

以上のごとく8世紀においても家司は、公式令の規定・様式を利用しつつ家牒・家解を作成していたが、それらはあくまで私文書としてであった。そしてそのことは、延暦23(804)年式部省の解の中に、「案公式令。親

王一品已下。職事初位已上。並可以自牒申送諸司。雖是三位已上。曾無以家司牒及解向官司之文」³⁹⁾として、家司は官司に向かったの公文書たる解・牒を作成しえない機関であると述べられていることや、公式令に「凡行公文。皆印事状物数及年月日。并署。縫處。鈴伝符刻数」⁴⁰⁾と規定されているような、公文書としては不可欠の捺印が行われていないことから明らかであろう。

もちろん捺印がないのは、後述のごとく家司には公印が与えられていないことにもよるが、一方では、家司は「家牒」⁴¹⁾の作成に関与しえない——すなわち本主家の家事に関し、本主にかわって牒を作成しえないという認識が当時の貴族社会にあったのではないかと思われる。

天平宝字2(758)年淳仁天皇の擁立に成功し、自らも太保として権勢の頂点に立った藤原仲麻呂は、功封・功田を賜えられ鑄銭・出挙と恵美家印の使用を許された⁴²⁾。この家印が単なる私印ではなく、後世道鏡が治部省印にかえて道鏡印を使用させた⁴³⁾と同様、公印としての機能を有する家印の承認であったことは、すでに岸俊男氏も指摘されている⁴⁴⁾通りである。このことはまさに「恵美家」が一つの官司として承認されたことの表現であるといえよう。しかしながら、この恵美家印が天平宝字2年以後の家牒には使用されず、続日本紀等にもその事例がうかがえないことは、家司は公文書としての牒を作成しえないという上記の認識の存在を傍証するものといえよう。

家司は春宮職員令とならんで家令職員令一篇が設けられていることから、弾正台・五衛府・春宮など八省以外の独立官司に準ずる機構であるが、次の3点でそれらとは本質的に区別されている。(イ)家司を構成する家令の職掌が、本主家の家事に限定されていること⁴⁵⁾。(ロ)考課令に「凡内外文武官。初位以上。每年当司长官。考其属官。応考者。皆具録一年功過行能。並集対読。讀其優劣。定九等第」⁴⁶⁾とあるごとく、独立官司は長官が属官の考を評定する権利をもつものに対し、家司の長官たる家令はその権利を有せず、「家令。毎年本主准諸司法立考」⁴⁷⁾と、本主がその評定権を有していること。そしてこのことは、本主と家司の関係が、独立官司として認められていない八省被管の諸司と八省長官との関係に全く類似していることを示している。(ハ)後述のごとく春宮坊などに比して公印を有していないこと、などである⁴⁸⁾。

上記の3点は、家司が一個の独立した官司であることを根底から否定するものである⁴⁹⁾。したがって延暦23年の式部省解は、このような律令制下における家司の立場を、文書作成の面から端的に表現したものであるといえよう。そしてもし家司が本主家の家事の必要上他司と公

式に交渉する必要が生じた場合——たとえば資人の補充というような場合には、本主の牒によってその旨を伝達する⁵⁰⁾しか方法がなかったのである。

私的文書であるとはいえ、造東大寺司が八省などに発する文書には移の様式を用い⁵¹⁾、諸家に対しては牒という様式を用いた⁵²⁾のも、造東大寺司の側が、独立官司とそれ以外のものとしての諸家々司とを区別していたことの表われではなからうか。

第二章 王臣家牒の成立について

前章では、中国における牒の機能が日本にも継受されたにもかかわらず、大宝令から養老令の編纂過程で縮小させられ、最終的には官人個人の上申文書として位置づけられたこと。しかしながら私的文書の世界では、独立官司とは認められない「官司」間の互通文書としての機能を保ち続けていたこと。8世紀における家牒は、こうした独立官司とは認められない家司の発した私的文書であることなどについて論じたが、本章では家牒が公的性格を有してくる過程について検討を加えてみたい。

9世紀末、律令体制の動揺と在地における政治的混乱の大きな要因が、王臣家と殷富富豪の輩・郡司等との結合にあると把握した太政官政府は、その動きを官符の中で次のようにのべている。

且諸国奸濫百姓為通課役。動赴京師。好属豪家。或以田地詐稱寄進。或以舍宅巧号充与。遂請使取牒。加封立勝。国吏雖知矯饒之計。而憚權貴。鉗口卷舌不敢禁制⁵³⁾。

而此国人心多巧只事奸狀。至于欠失官物。国司没其私物。臨欲運納官倉。忽就官家假為寄進。請其家牒送於当国。或云是家之出举物。或云寄進借物之代。或時懸札。或時打杭。如此違濫不可勝計⁵⁴⁾。

上記の史料は、殷富富豪の輩が王臣家牒をたてに私宅を庄家として国衙に認めさせたり、調庸請負から生じた官物欠失分の填納を国衙にせまられた専当綱領郡司が、私稲の没収を回避するため、自己の私稲が王臣家稲たることを示す国衙への家牒を請けようとする事態をさすものであるが、この中で太政官政府は家牒が国衙の行動を制肘する役割をはたしていることを問題としている。

またこのような家牒は、富豪の輩の要請に応じて発せられるだけでなく、他の官符では「其諸院諸宮之符使到来。常在冬時春月。各賀牒状借求夫馬。国司不獲已下符郡司」⁵⁵⁾と、王臣家が家牒を發して国衙に夫馬の差配を

させたり、「諸院諸宮王臣家。稱三年不耕之地。牒送国司。改請件田」⁵⁶⁾と、土地占有権の改判を家牒によって要求するなどの動きを述べ、家牒を軸にした王臣家自身の活動もまた、国衙行政の障害物となっている事態を伝えている。

しかもここで問題とされている家牒は、公式令牒式条に基づく本主個人の発する牒ではなく、延喜2(902)年の官符に「猶其[]牒院司家司等。姓名具注言上。随即科違勅罪。其署牒之人。科罪不須蔭贖」⁵⁷⁾とあるごとく、家司が作成発給する牒であった。このような家牒の例として最適なものが、延喜20(920)年の右大臣家牒⁵⁸⁾であろう。

この右大臣家牒の内容等に関しては諸先学がそれぞれの観点から言及検討されており⁵⁹⁾、再考の要はないかと考える。ただ私が注目したいことは、本来東寺檢校忠平の個人の牒としてだされるべき国衙への墾田寺田化の要請のための文書が、実際には東寺伝法供家の、丹波国衙へ政所御牒を發して寺田化をはかって欲しいという陳状⁶⁰⁾に答えて、10余名の家司署名による家牒として発給されており、国衙と王臣家との間の互通文書として政所御牒(家牒)が一般的に公認されていたと思われること⁶¹⁾、そしてその書面には37顆の藤印が捺されて、家牒に保証が与えられており、公式令にある「上官公文及案移牒則印」⁶²⁾という規定と考えあわせれば、この家牒が公文書として認められていたらしい⁶³⁾ことである。この家司による公文としての家牒の作成と、家印の捺印こそ、9世紀末から10世紀の家牒の特徴であったと考える⁶⁴⁾。以下その二つの点を中心に、9世紀末の太政官政府が、国司の在地支配に困難をもたらすものとして把握している家牒がいつ成立してくるかという点について考察を加えておきたい。

(1)

家牒の作成に際して家司が関与できるのは前章でも述べたごとく私的文書としてのそれに限られ、官に提出する公文書としての牒についてはまったく権限外であった。このことは、家司に家牒作成を認める次の官符の中でも明言されている。しかし延暦23(804)年、式部省解によってその原則の一部が破棄されることとなる。まずその官符から検討していきたい。

太政官符

定親王内親王及三位已上申牒諸司式事

右得式部解稱。案公式令。親王一品已下。職事初位已上。並可以自牒申送諸司。雖是三位已上。曾無以

家司牒及解向官司之文。而案去延曆廿一年九月廿三日格。親王内親王。並年滿四歳。始宛帳内者。今親王内親王。或年未成人。或不便文筆。至經官司。若為申牒。又同令牒式。三位已上去名。然則親王四品已上。去名明矣。而散事数人同品及同官位姓之類。既不署名。何以弁知。仍問明法曹司。答云。如此之類。可有別式者。未審所從。謹請 官裁者。右大臣宣。奉 勅。幼稚親王既不便文筆。三位已上亦無可署。准據令格。還成疑滯。必須自牒事有不穩。自今以後。宜親王四品已上及職事三位已上。並聽以家司牒申牒諸司。其牒首並具注其官品其親王家及其官位姓名家牒。以別同異。牒尾家令已下兩人署之。但立嫡子及遭喪請假之類。並自牒自署。無品親王内親王者。並別当官人署名申牒。牒式准上定。別当人依勅處分。其散事三位。元無家司。至于牒送諸司。宜令自署。自今以後。立為恒例。

延曆廿三年九月廿三日⁶⁵⁾

延曆21(802)年、4歳になった親王に帳内が与えられる⁶⁶⁾ことになったが、この決定は令制の文書体系の上に大きな問題をひきおこした。すなわち帳内は式部判補の官⁶⁷⁾であるから、その選任に際し本主となるべき者から式部省への申牒が必要であり、さらには考課令考帳内条に「凡帳内及資人。毎年本主量其行能功過。立三等考第」とあるごとく、毎年本主が考文を牒式にのっって作成し、式部省へ報告しなければならないのである。このような文書作成が幼少の親王に可能なはずがなく、「不便文筆」親王のために牒式の改編が問題となったのである。¹⁾

また、一方では、従来の牒式には三位以上は名を去れという規定があったため、同品及び同位同官の場合の区別が困難となる事態が発生していた⁶⁸⁾。このような令条の規定と現実社会とのギャップから生じる混乱を抑制し、律令文書主義の体制を維持していく上に必要な改変が、四品以上と職事三位以上の官人に与えられている家司を牒の作成に参加させるといったものであった。

かくして牒式の改正を通じ家牒の特徴の一つである家司の署名が認められ、本主家の家事については従来の本主個人の牒という形式から、家司による牒の発給へ移行した⁶⁹⁾ことは、家牒成立の重要な一階梯として理解しなければならない。

しかしながらこの改正が、当時一般的に表面化しはじめた律令文書主義の不備と不実行から生じた混乱を解消しようとする政治政策⁷⁰⁾の一環として行なわれたものであり、当時の政治社会の中で家司のはたす役割が無視し

がたいものとなってきたが故の改正でないことは、平安期の明法家が「稱三位以上者。親王亦同。然則。親王自可牒諸司諸国。不可令家令牒也」⁷¹⁾と断言していることからもうかがえよう。

家司の署名はあくまでも牒首の「其官品其親王家及其官位姓名家」に付随するものであって、社会に対し本主家を代表するものはまだ本主自身であり、家司は本主を通じて政治社会に関与できる存在にすぎないのである⁷²⁾。このような限界を突破し、家司が本主家を代表し、対社会的に一定の機能を有する独立した官司として公認されるためには、公印の賜与が絶対的条件だったのである。

(2)

古代の印についてはすでに木内武男氏・萩野三七彦氏などの研究⁷³⁾が存し、問題点はほぼ論じ尽くされた観がないわけではないが、本節では主に印と官司との関連について私なりの整理を行ない、次節における家印の公認のもつ意義を考察する前提としたい。

印自体は後述の貞観10(868)年官符⁷⁴⁾に「印之為用。実在取信。公私拋此則決嫌疑」とみえ、また「而本自無印。只用白紙。事涉輕疎。未免嫌疑」といわれる⁷⁵⁾ことから、書面の改竄を防止して文書の内容に保証を与えることにその使用の目的があるが、それと同時に公印は公式令行公文皆印条によって文書に公的性質を与えるものであった。このような公印は延喜式に「凡内外諸司印。司盡応改造者。下符中務省。仰内匠寮。令請料度。官仰式部省。召書博士。就中務省。令書印字様。即少納言中務輔寮助以上臨監。鑄造畢進奏。付弁官令給」⁷⁶⁾と記載されているように、厳密な手続きと監視のもとで鑄造し⁷⁷⁾、賜与されるものであった。したがって公印の賜与は、与えられた官司が国家機構の中で一定の任務を帯びた独立の官司として承認されたことを意味する。

すなわち日本の官文書伝達の体系は、公印の存在を原則とし、公印を有する独立官司が捺印という行為をふまえることによって公文書を作成発給し、律令制支配の特徴である文書主義を維持していくという原理によってなりたっている。したがって特別の理由がないかぎり、他の官司と所管・被管関係にある官司——特に八省の被管である職・寮・司などにも公印が賜与されなかった⁷⁸⁾ほどであるから、先述のごとく四品以上の皇親と三位以上の職事官の家事を処理し、考の評定すら自らなしえない家司に公印が賜与されなかったのは当然といえよう。

ところが9世紀特に承和以降になると別表のごとく、従来八省の被管であった諸司、さらには穀倉院や冷然院など諸司に準ずる機関にも公印が与えられるようになる。

別表

年月日	公印賜与対象官司	出典
延暦15.3.5	主計寮・主税寮	日本紀略
弘仁3.5.10	大膳職	日本後紀
承和元.3.15	穀倉院	続日本後紀
"元.7.22	陸奥鎮守府	"
"2.2.27	大学寮	"
"2.3.15	冷然院	"
"10.10.19	諸陵・図書・雅楽・園池・正親寮司	"
"11.6.26	主水司（内膳司・采女司に准じ）	"
"14.7.2	左相撲司	"
"15.7.2	東市司（西市司に准じ）	"
嘉祥3.3.8	織部司	"
貞観6.正.9	伊勢齋宮主神司	三代実録
"7.2.9	女官厨	"
"8.4.1	隼人司	"
"11.9.11	造兵司	"

このような変化は公式令天子神璽条にみえる「諸司印」について義解が「謂省台寮司等各皆有印也」と解釈していることから、すでに延暦・弘仁期頃から進展していたと考えられる。

平安初期に諸司印が賜与されていった原因を的確に述べた史料は存しないが、大局的にのべるならば、その背景には二官八省体制の崩壊と諸司の独立化があり、その経済的な基盤としては、天平宝字年間以降盛んに行なわれている諸司田の設置⁷⁹⁾を考えなければならないであろう。

新設の官司の場合、公印の賜与が国家行政権の一部分与を意味していることは、天平年間藤原広嗣の乱後大宰府が廃止されて鎮西府が設置された際に、その官吏任命に先立って「鎮西府」印が賜与された⁸⁰⁾こと、そしてその廃止——大宰府再設置時には管内諸司に印十二面が与えられている⁸¹⁾ことや、大同元（806）年の六道観察使の設置に際し、使印が与えられ⁸²⁾て「事可行下」という管内諸国に対する観察使の権限⁸³⁾が保障されていることなどからうかがえよう。このように新設官司への公印賜与の意味が考えられるとするならば、寮司ならびに穀倉院などへの公印の賜与の意味はどのように考えるべきであろうか。ここでは主計・主税両寮と穀倉院の場合を例に考察してみたい。

承和元（834）年に公印を賜与された⁸⁴⁾穀倉院についてはすでに山本信吉氏の委曲をつくした論考⁸⁵⁾があるが、氏によると9世紀初頭まで「主として京都窮民のための非常用の貯蔵庫」として存立していた穀倉院は、天長4（827）年に官人賻物給与の機能を付加された⁸⁶⁾のを皮切りに、天長末年から9世紀中頃にかけて「次第に機能を拡大、充実し、令制外の官司として発展」していったと

いうことである。私はこのような院機能拡大の始期、まさに承和元年という時点で公印が賜与されたことに注目したい。このことは穀倉院をたんなる貯蔵庫から独立した官司へ再編しようとする太政官政府の意図を実現する⁸⁷⁾ためには、公印の賜与がその前提条件であったことを意味しているのではなかろうか。

一方、民部省の被管である主計・主税両寮に公印が与えられたのは延暦15（796）年⁸⁸⁾のことである。この両寮は、その職掌がそれぞれ「掌計納調及雑物。支度国用。勘勾用度」⁸⁹⁾、「掌倉廩。出納。諸国田租。春米。碾磑事」⁹⁰⁾とあるごとく「諸官司の分業と協業の体制」の上、にたち国家財政の中核にあって、律令国家支配の頭脳としての役割⁹¹⁾をにない、諸寮の中でも最要な機能を有していた。そのことは延暦9（790）年に「民部省及主計寮計納雑物。勘勾用度。諸司之中。尤是忿劇」として主計寮に少允・少属各一名の増員が認められた⁹²⁾ことからもうかがわれよう。

その主計・主税両寮に公印が賜与された直接の契機を示す史料はないが、私は延暦期における国司監察制度の改編強化⁹³⁾——特に解由制度の強化とそれに続く勘解由使設置を展望に含んだ民部省勘会制の強化のためにとられた処置であったと考える。勘解由使制度、民部省勘会については、近年多くの問題が解明されつつあるが⁹⁴⁾、それ自体別個に考察する必要があると思うので詳細は後日を期すこととしたい。ただし、「勘解由使が不與解由状の勘判を行う場合、民部省に關係する場合は民部省に勘申させる」⁹⁵⁾こととなるので、勘解由使制を設置し、その本来の目的——政治の内容を物質的数量的にとらえ、財政面での監察を強化するという⁹⁶⁾目的を遂行しようとするならば、民部省、特に主計・主税両寮の役割は一層重要なものとなってくるであろう。

そして新たに成立する監察制度を円滑に運営するためには、主計・主税両寮を他司と直接的な交渉を行なえる機関とする必要、すなわち「凡勘解由使所令事勘事。不経省直仰二寮」⁹⁷⁾、「凡諸司触事移主計主税寮者。不経省直送」⁹⁸⁾というように、民部省被管が所管を経ることなく他司と移などの公文書を交換できる⁹⁹⁾ようにしておくことが前提となるであろう。

ではその前提をみたまもの何か。それは公印を賜与して、主計・主税両寮が移などの公文を発給しうる独立の官司として認めることである。まさにこの点こそ延暦15年の公印賜与の目的があったといわざるをえない。

かくして主計・主税両寮は、兵部省・式部省などと移の交換を行なう¹⁰⁰⁾独立した官司として承認されていったが、それに伴って両寮の機能も活発化し、調庸勘会・

損分法の適用問題などにおいて、太政官政府とは異なった政策判断と行政措置を行なうなど独自の動きをみせはじめる¹⁰¹⁾ようになる。

以上主計・主税両寮、穀倉院を例に公印賜与のもつ歴史の意味を考えたが、上記の結論が他の諸司の場合にも一般化しうる¹⁰²⁾とするならば、承和以降にみられる諸司諸院¹⁰³⁾の活動¹⁰⁴⁾の活発化、諸司等による出挙銭の貸付¹⁰⁵⁾など経済活動などの動きも、承和前後の公印の賜与・独立官司としての承認にもとづく自己運動の表現¹⁰⁶⁾として理解する必要があるのではなからうか。そしてこのような公印賜与の意義と影響こそ、本稿の主題の一つである家印公認の意義と影響を暗示しているといえよう。

(3)

家印を公認したといわれる官符は「応令封家用印事」いう書をもつ貞観10年6月28日官符¹⁰⁷⁾である。つぎに全文を掲げてその検討に入りたい(以下これを史料Ⅰと呼ぶ)。

右撰格所起請偁。印之為用。實在取信。公私據此□
決嫌疑。而案公式令。唯有諸司之印。未見臣家之印。
爰有勢諸家皆私鑄作。進官文外。皆僭印之。積習成
常。無復疑慮。夫事不獲已人所必行。於公无害理宜
容許。加之。太政官去齊衡三年六月五日封家調庸雜
物可放捺印日収之狀。下知已訖。然而□用之制未詳。
至今猶放白紙。家司雜掌爭論無絕。伏望。令諸封家
皆得用印。但一寸五分以為其限。外於公家備於私用
者。中納言兼左近衛大將從三位藤原朝臣基經宣。奉
勅。依請。

撰格所の起請によると、すでに貞観以前に王臣諸家では私家印を鑄造し、使用していたことがしられる。平安初期における私家印の存在は延暦7(788)年の五百井女王家符案に「以捺御印為驗」と指示されている¹⁰⁸⁾ことや、弘仁9(818)年の「酒人内親王家御施入狀に酒印」60顆がみられること¹⁰⁹⁾、さらには承和12(845)年官符に「而頃年王臣諸家各家印稱有負物。竟封郡司及富豪宅取其所蓄之稱。若国司相論却以他故。非只侵損部内。還似与公家相争」とある¹¹⁰⁾ことによっても確認できるであろう。

このように私家印の使用が横行し、あまつさえ承和12年官符にみるごとく、それによって在地での混乱が生じつつある中で、家印の公認にふみきらざるをえない太政官政府の立場を論ずることなく、家印の公認は「於公无害」という点から判断された政策であると解釈された佐藤宗諱氏の説¹¹¹⁾には賛同することができない。

撰格所起請の前半部は、印の使用が民間で盛んになることは必然的な方向であることを指摘し、人倫の赴くところが国家に有害でなければこれを禁止しておく必要がないことを一般的に述べたものであり、撰格所自身も王臣家が一方では私印を発して郡司富豪宅の検封を行ないながら、他方では白紙の日収を発給して雑掌との相論を引き起すという、まさに私家印の使用が「於公有害」という情況をつくりだしていることを充分承知した上での文言であると考えられる。

したがって撰格所起請の眼目は、後半部の齊衡3年官符にもかかわらず、家司があくまでも調庸雑物の日収に捺印しないために雑掌との争論が絶えることがないという情況を、家印の公認と日収への捺印を義務付けることによって解消しようとする点にあったとするのが妥当ではなからうか。

すなわち9世紀中葉の調庸收取体系の改編の過程で、未進・既納を明確にするために現納分ごとに捺印した部分返抄(捺印日収)を発給する方式が採用されたが、封家の場合にこの日収への捺印をめぐる新たな混乱が生じていた。この混乱を解消するためにだされたのが、この貞観10年官符であったと考えられる。調庸收取体系の改編については、承和10(843)年頃にその画期が想定されることをかって論じたことがある¹¹²⁾が、本項では上記の視点から收取体系の改編、特に勘会業務の変遷について検討し、家印が公認される経緯を明らかにしたい。その際、分析の素材となるのが次の二つの官符である。

<史料Ⅱ>

貞民格云。応令主計寮下知諸国調庸并副物封家未進数事

右得伊勢国解偁。檢案内。此国調庸稅帳返抄經年未給。至于稅帳主稅寮例。若有勘出不予返抄者。寮具録勘出色目。副官符每年下知於國。至于填納勘出及有可請裁。其跡甚分明。至于調庸。主計寮例。調庸并雜交易等物納畢之日。司綱領受取諸司諸家返抄収文付授雜掌。々々為請返抄与寮官共勘会抄帳。若寸絹撮米有未進者。不予返抄。今為知未進数搜勘年々返抄収文。半是紛失無由勘知。尋其失由。或為計会抄帳。雜掌受取入京。其身死去不返上。或不全繕収。在国紛失。如是之類。触事多端。夫諸司収文。須就出納諸司写取為驗。至如封家。無更可然。何者縱有可輸納絹百疋。就中扨納九十疋。稱鹿惡勘返十疋。須所納絹且与返抄。而稱物不究抑而不与。郡司綱領。私記其数。還向於國。若封家有薨卒者。無由受返抄。如是等類不可勝計。然則調庸返抄。何以可得。謹案太政官去天長三年五月廿五日下午諸国符偁。

和泉国解俣。進官雑物。依期入京。至計返抄。還多未進。何則綱領之貢若欠鎔鉢。本司之例。必拘返抄。至乃綱丁死亡。本司遷代。檢據失便。終為未進。室家弊於重輸。国郡困於再貢。吏之与民弊莫大焉。望請。令檢納諸司録其見納。捺本司印且与返抄者。左大臣宣。依請。凡厥諸国亦同此例。而件符未令下知諸神社諸寺。諸院諸家等。因是所納之物。因循旧例不与返抄。望請。依件下知。且隨所納之物数令与返抄。即令主計寮毎色勘會。具録未進色目。每年下知於国。如是者雖不勞收文。有何可煩。寮無勞計会。国易知未進。雖経年序。事跡不惑。謹請 官裁者。右大臣宣。依請。諸国亦准此例。

承和十年三月十五日¹¹³⁾

〈史料Ⅲ〉

太政官符

応諸神社諸寺及諸院諸家封戸調庸并雑物停作移返抄捺捺印日収事

右得播磨国解俣。謹檢太政官去承和十年三月十五日下民部省符俣……而頃年違此格旨。所納之封物且不与返抄。或放白紙日収或与丹封借収。其物納畢之日。綱領更至封家。勘先收文取移返抄。非唯一物之上再取返抄。即復請移之日尠偽更起。見進之色還作未進。十分之數更為一分。此則且不改印返抄之大弊也。格制間施未免此煩。望請。重仰諸封家所放日収必令捺印。有家司者。縱雖官員不備。而有一官署以印書為證。無家司者。若別当若事業署其收文捺踏印亦同。即仰所司停移文專以日収且勘抄帳。然則吏民之煩從此易絶。返抄之事縁何難成。謹請 官裁者。右大臣宣。依請。其諸司素改移返抄者依件改行者。事須隨所納物数且放返抄。又当年之未進来年不究納。明年二月一日作未進結解移於主計寮。其移到时。使若雜掌依実弁申。如過期不移者。縱雖有未進。而不在准未進没公廩之限。自余諸国亦復准此。

齊衡三年六月五日¹¹⁴⁾

令制では調庸物は官戸・封戸を問わず、国司の一人が貢調使となって綱丁を駆使して現物と調帳などを京まで運び、調帳などは太政官を通じて民部・大蔵省へ、現物は貢納目録（門文）とともに民部省を経て大蔵省・諸家などへ直接納めることとなっていた。この納入の際には関係諸司の録丞級の官人が立会って門文との照合、偽悪品の抽出が行なわれ、異常なく完納と認められれば返抄収文が与えられる。そしてその後民部省において返抄収文と調帳との勘合、貢調使への説明要求が行なわれ、矛盾・虚偽がなければ返抄が与えられて貢調使は調庸貢納

の責から解放されることとなる。

ところがこの原則、特に現物と調帳の同時入京の原則は8世紀末頃から崩れはじめ、9世紀には国雑掌などが貢調使となり、しかも綱領郡司などが現物を諸司・諸家に納入して返抄収文を受理して帰国し、貢調雑掌が返抄収文を持って上京、民部省での勘合に臨むという方式（史料Ⅱ-A、B線部）にかわっていた。

しかしこの方式では、本司の側がわずかの未進を理由に返抄収文を与えなかった場合には、綱領郡司たちは返抄収文を持たずに帰国せざるをえなくなり、未進分の填納を終了しない限り、貢調雑掌は民部省勘合をうけられないこととなり、綱領郡司の死亡など有事の場合、結局既納分までもが未進となってしまう（史料Ⅱ-E線部）状態がうまれた。そこで太政官政府は天長3（826）年の和泉国解をうけて、現納分ごとに諸司印を捺した部分返抄（捺印日収）を与える（史料Ⅱ-F部分）こととしたのである。すなわち政府は現納分毎に捺印日収を与えることによって事実上の未進と既納とを区別しようとしたのである。

この天長3年方式は、一見極めて合理的な方式であったが、諸封家をその適用範囲から除外する（史料Ⅱ-G線部）という欠点をもっていた。そのため諸封家は以後も、ことさらに未進分をつくりだし完納まで返抄収分を与えなかった。綱領郡司などは私的に未進分の数量を書留めて帰国し（史料Ⅱ-C、D線部）、雑掌等にその旨を告げるしかなかったのである。したがって事態によっては既納分も未進となり、封家の調庸未進が増大するという結果さえもたらすことになったのである。そこで太政官政府は承和10年伊勢国司解をふまえて諸封家にも天長3年方式を適用することとし、さらに主計寮はその捺印日収をもとに各国毎の未進分を算出し、諸国司をしてその填納に努めさせる方式（史料Ⅱ-H線部）をとった¹¹⁵⁾のである。

ところが大蔵省をはじめとする諸司は公印を所有する官司であるから、捺印日収の発給は可能であるが、諸家の場合は、現実には私家印を使用しているも、史料Ⅰの文中にみえるごとく令条では公印としての家印の所有を認められていないから、承和10年以後も故意に官符を無視し白紙日収しか与えなかった（史料Ⅲ-A線部）。白紙の文書に関しては「事涉輕疎。未免嫌疑」¹¹⁶⁾といわれるように、容易に改竄され、しかも法的な効力は何もないため、諸家から白紙日収を基に、改めて返抄収文を作成してもらう段階で、種々の疑義が生じ（史料Ⅲ-B線部）、既納分をめぐる家司と雑掌の争論（史料Ⅰ）の要因ともなっていた。

このような封家の対応に対し太政官政府はなんら有効な措置をこうじえず、斉衡3年段階でも播磨国からの上申を承認するのみで、具体策としては承和10年段階から一步も前進していないのである。したがって諸封家は以後も史料Ⅰに「至今猶放白紙」とあるごとく、捺印を拒否する態度をとり続け、仁寿2(852)年官符¹¹⁷⁾に「而今諸国遠者数十年。近者五六年。皆作未進。一無返抄」とみえるような、返抄をうけられないが故の未進の累積を助長する一因となったと考えられる。

それでは何故に諸封家は一方では家印を使用しておりながら、日収への捺印を拒否し白紙日収をだし続けたのであろうか。私はその理由を次の二つの史料から理解するのが妥当であると考えます。

得撰津国解備。収納租税良由郡司。須先究官物後及私事。而頃年王臣諸家各出家印稱有負物。竟封郡司及富豪宅取其所蓄之稻。若国司相論却以他故。非只侵損部内。還似与公家相争¹¹⁸⁾。

而今前件使等(諸院諸宮諸家使のこと…筆者)不由国司。闖入部内凌轢百姓。略奪田宅妨取調庸。非啻勘責正物。兼復倍徵賄賂。調物難濟。大底縁此。望請。官裁。諸院諸宮諸家調庸若有未進者。先牒国司将令弁進。非有国符不聽入部。然則官物易濟¹¹⁹⁾。

この二つの史料の間には40年余の時間的な開きがあるが、王臣家が調庸未進を理由に在地への進出を企てるという問題の本質は全く同じである。ところで調庸未進が王臣家にとって逼迫する事態をもたらしていたのかといえば、承和前後をかぎってみても、諸国に散在する家人の営田活動¹²⁰⁾、彼らによって蓄えられる王臣家稲の存在¹²¹⁾、山野の占有¹²²⁾、往還の人馬を強雇しなければ私物を運べない状態¹²³⁾、王臣家人の商業活動の活発化¹²⁴⁾、などから考えるかぎり、そのような状態を想定することは不可能といわざるをえない。さらに調庸物の納入状況自体をみても「諸国調庸多入封家。納官者少」といわれる¹²⁵⁾状態であることを考えると、「調庸未進」とは王臣家によって政治的意図的に造り出された名目であったといわざるをえない。そしてこの未進を作り出す条件こそ、白紙日収の発給だったのである。

すなわち諸王臣家は、先述したごとく白紙日収を発給することによって、意識的に封戸調庸物の未進を捏造し、それを理由に綱領郡司等の百姓の私宅・私稲・田地の収奪を行ない、在地進出と私的経済活動の合法化をはかり、その一層の展開を企図したのである。正にこの点にこそ

捺印日収を拒否し続ける王臣家の目的があったのである。

以上のような情況の中で太政官政府が貞観10年に家印を公認し、しかもその大きさを1寸5分以下という諸司・諸国印につぐ公印としての体裁を与えた眼目は、家印の公認によって家司を官司として扱い、現納分ごとの捺印日収の発給を家司に義務づけることによって各国毎の未進分を明確にすると同時に、当時地方政治の混乱の大きな要因の一つとなりつつあった王臣家の検封活動を抑止しようとするところにあったといえよう。このことは、貞観格の編纂時とはいえ、史料Ⅰと「応禁制王臣家妨封郡司百姓等稻事」という官符が¹²⁶⁾、撰格所の起請に込めるといって、同日に発布されていることから推測されるであろう。

家印の公認によって家司を一つの独立した官司として把握しようとする太政官政府の意図は史料ⅢのC線部や、延喜式¹²⁷⁾に諸家が官司間の互通文書である移を発給しうる機構として位置づけられていることから理解されよう。

しかしこの太政官の政策は逆に国衙への公的性格を有する文書としての「家牒」の成立¹²⁸⁾をもたらし、9世紀の後半特に寛平延喜期において、在地における王臣家の活動に一つの合法的ルートを与えたのみならず、国衙や他の富豪の輩との抗争に臨む富豪の輩、自ら王臣家人と称し、或いは王臣家に仮託するという形での闘争に合法性を与えることとなったのである。

なお本節の最後に、貞観10年の家印の公認を通じて調庸収取体系の改編をはかる政策が、実は承和10年時の政策の追認であったこと、すなわち家印は事実上史料Ⅱの承和10年官符で承認されていたことを確認しておきたい。したがって家牒の成立時期は承和10年代の国政基調の転換に求めることが妥当であると考えます。家牒の初見史料が承和11(844)年の「淡路国言。他国漁人等三千余人。贖王臣家牒」という続日本後紀の記事¹²⁹⁾であり、また翌年の官符にも「今須負諸家物人若在國中彼家牒国」とある¹³⁰⁾ことは、上記の結論を傍証しているといえよう。

第三章 太政官政府の家司対策

前章では家牒の成立について、家印の承認と家司の独立官司化を中心に論じ、その成立時期が9世紀中葉に求められることを指摘したが、この家牒の成立は、9世紀における家司の活動の活発化の反映¹³¹⁾でもあった。そこで本章では家司制の発展と在地富豪の輩との結合を中心に、家司が王臣家を対社会的に代表する存在と化していく過程を検討してみたい。

律令制下において家司が他の官司よりも冷遇され、そ

の役割も極めて低位であり、某貴族家を代表する者が本主自身であったことは先述した。しかしながら9世紀後半の、王臣家の活動を抑制しようとする官符等を見る時すでに王臣家を代表する者は本主自身ではなく、その意志に従って行動する家令によって構成される家司であることがわかる。たとえば元慶以来の王臣家による厨の設定と贄人の任命¹³²⁾を規制するため発布された延喜2(902)年官符において、違反した際の処罰の対象が院司・家司であった¹³³⁾ことや、王臣家に仮託して訴訟を有利に展開せんとする百姓の動きに対して発布された寛平8(896)年官符においても、「諸院諸宮王臣家許容者・別当并家司科違勅罪」とある¹³⁴⁾ことは上記の事態の傍証であり、さらには太政官政府が、王臣家の私的活動の中心は家司であり、その動きを封じこめれば9世紀後半の在地の混乱を収束することができる、と考えていたことも示しているといえよう。

ではこのような王臣家家司の社会的地位の上昇は何時頃からみえはじめるのであろうか。結論的にいえば私はその時期を家牒の成立期——9世紀中葉であると考えているが、本章では少し視点をかえて、王臣家家司に対する太政官政府の対応の変化を中心にこの問題を考えてみたい。

王臣家家司に対する太政官政府の対応の変化を最もよく示す問題は義倉未進者への政策の変化であろう。一位以下百姓雑色人まで、その財に応じた粟稻の納入を義務づけられていた義倉¹³⁵⁾は、慶雲年間に「今取貧戸之物。還給乏家之人。於理不安」ということで、中々戸以上の人々にその義務が課せられた¹³⁶⁾が、政府の再三の努力¹³⁷⁾にもかかわらず、奈良・平安初期を通じて納入状況は良好ではなかった。そこでついに政府は大同4(809)年、義倉穀を進上しない五位以上の者は、その位禄封物を差押えることを命令した¹³⁸⁾。

しかしながらこの措置には貴族層の不満があったらしく、弘仁年間に「封禄義倉其率懸隔。以少奪多。事乖寛恕」として、輪穀数の倍を差押えの対象にすると改正される¹³⁹⁾が、いずれにしろ処罰の対象者は本主自身であった。その後斉衡4(857)年から貞観9(867)年にかけて若干の変更が行なわれるが、それは未進者の交名を式部民部兵部三省におくる期限の延長や、調庸貢進の例に準じて分割納入を認めるもの¹³⁹⁾であり、処罰の対象者に変化があったのか否か明らかではない。ところが元慶5(881)年には、「去年義倉。当年七月以前不進者。三位以上八月一日移式部省。令抑家司季禄」とあるように¹⁴⁰⁾三位以上の王臣家の義倉納入は家司にその責任が負わされているのである。ここに我々は家司に対する太政官政府の認識の変化の一端をうかがいしることができる。

このような認識の変化は、王臣家の雑田耕作者が田租を納入しないことに対し、天長2(825)年格では「其所賜俸禄准未進数。便留京庫」と、その本主が処罰の対象とされていた¹⁴¹⁾のに、寛平8(896)年格では、本主が違勅罪に問われると同時に、庄預などにも蔭贖を論ぜず杖百に決することが明言された¹⁴²⁾こと、貞観4(862)年京中に五保制を採用した際、家司別当をもって保長とした¹⁴³⁾ことなどからもうかがわれよう。

以上のような太政官政府の対応の変化の背景には、王臣家司が最終的には本主の意にそいつつも自己運動を始めたという認識があったのではなからうか。そしてその認識が家牒の成立時期である9世紀の中葉からみえはじめていることに注目したい。このような王臣家家司の社会的政治的地位の上昇と活動の活発化は、かつて戸田芳実氏が「畿内ではこの承和年間に至って王臣諸家による国衙部内の侵略、すなわち王臣家使者による郡司宅・富豪宅の検封、蓄稻の押収、それと富豪の結託などが、国衙支配への脅威として重大問題化する」と述べられた¹⁴⁴⁾ような形で表われてくる。以下この問題について整理し、その中で家牒のはたす役割をまとめておきたい。

六国史、三代格などに頻出する王臣家の活動記事を一見して明確になることは、9世紀の後半になると王臣家の活動が直接的かつ暴力的になることであろう。この9世紀後半の王臣家の活動を支えるものは、貞観2(860)年官符に「僅所有土人浪人皆稱王臣家人。無畏国史之威勢。不遵郡司之差科。強加追喚。争致亂乱。公事擁滞無不由斯」とみえる¹⁴⁵⁾王臣家人の広汎な存在であったと考える。こうした王臣家人とは、具体的には帳内・資人などをさす¹⁴⁶⁾が、問題は彼らが正式な勘籍・補任手続を経ずに自称して国衙に対峙し、王臣家もまたそれを容認している¹⁴⁷⁾点にあった。

王臣家と富豪の輩など在地有力農民との結合は、すでに律令制の当初からみられ、令の規定にはその結合を承認する一面もあった。この点についてはすでに渡辺直彦氏が「在地の有力者や郡司・国造の一族と資人・家令との間には密接なつながりがあり、地方出身者の一つの官人コースを形成していた」と指摘されたが¹⁴⁸⁾、その傾向は9世紀後半には一段と助長されていた¹⁴⁹⁾といえよう。

9世紀においてその結合を促進した要因は基本的には9世紀中葉の国司官長の権限を強化する方向での地方政治の改革にあったと考えるが、富豪の輩はこの転換の中で、擬郡司一専当郡司制の展開を軸に国内行政権力の拡大を図る国司に追隨して自己の農業経営を展開するのか、それとも新しく在地に進出してくる王臣家との結合を通じて、国司一擬郡司に対抗するののかという、二者択一を

迫られることとなった。

しかしもちろんこの分裂は固定的であったわけではない。9世紀末の諸官符が、専当郡司と国司の間の矛盾から、専当郡司が王臣家を背景に国衙に対捍する動き¹⁵⁰⁾をのべ、擬郡司が親王王臣家の家司に任命されることを批判¹⁵¹⁾していることは、¹⁵²⁾国司から離れて王臣家との結合に向かう多くの富豪の輩の存在を示しているといえよう。しかしそれはけっして一方的な動きではなく、当然逆の事態が起こる可能性も残されていたといわざるをえない。なぜならば、王臣家と富豪層との結合が、基本的には国衙からの課役を遁れて出身をはかり、田租の徴収と正税賦課の拒否をかちとろうとする富豪の輩¹⁵²⁾と、山野田地の占有を進める拠点としての「宅」の獲得をめざす王臣家¹⁵³⁾という、いはば相互依存的な関係から成立している以上、富豪の輩にとって国衙の存在が自己の障害物ではなくなり、むしろ有益な機構¹⁵⁴⁾となった時には、彼らが王臣家との結合を解消する可能性も残されているからである。

このように富豪の輩が、階級的には利害を一致させつつも政治的には対立関係にある王臣家と国司とのいずれかに¹⁵⁵⁾、自己の階級的成長を託さざるをえない未熟さこそが、富豪の輩相互の分裂と抗争を深刻化させえなかった要因であり、ひいては古代貴族による政治的延命を許す要因でもあったといえよう。

それでは、王臣家と結合した富豪の輩は、どのように把握され組織されていたのであろうか。彼らが家司を中核とする一定の職務と得点を保証された階層的秩序に組織されていたであろうことは容易に推測しうるが、その具体的様相を知りうる手段はない。ただし彼らの大部分が身分的には資人・帳内などとして課役を免除され、庄預・専当¹⁵⁶⁾などとして王臣家への奉仕に務めたことは間違いないであろう。

彼ら王臣家人は当然中央にいる家司等の命令¹⁵⁷⁾によって庄経営に預り、庄の中に寄住してくる百姓を駆使して庄地の拡大¹⁵⁸⁾をはかり、正税賦課、田租納入をめぐる国衙との抗争をひきおこしていくが、時には王臣家家司から下される家符、家印を奉じ¹⁵⁹⁾、王臣家の在地における直接活動の実動部隊ともなった。そして彼らを指揮するのが、中央の王臣家家司から派遣されてくる諸家使であり、その隨身としての火長であった¹⁶⁰⁾と思われる。

かくのごとく王臣家人としての富豪の輩の集団を、瞬時に暴力装置として糾合し機能させる組織力こそ、この時期の王臣家の活動を活発化させ、その活動さえも富豪郡司宅の検封というように暴力的側面を強めていく要因であり、さらには王臣家から分立してあらたな農業経営

の拡大を図ろうとする富豪の輩の成長を抑制する無言の圧力でもあった。

以上のような王臣家の活動の中での家牒の役割は、家符が王臣家内部の下達文書として、上記の結合関係を維持し、その機能を十分に発揮させる役割をはたしたのに対し、対国衙への平行文書としての性格をもち、上記の結合形態とその機能に合法性を与え、富豪の輩の対国衙抗争を支え、さらには庄家の設定、荒廃閑地の占有¹⁶¹⁾という形で経済基盤を設定していく手段であったといえよう。

おわりに

以上三章にわたって家牒の成立を軸に、王臣家の家政機関としての家司の官司化の問題、さらにそれが引きおこす9世紀末の混乱について論じてきた。そこで得られた結論自体は、先学が漠然と論じられてきた点を追確認し、それぞれに歴史的意義づけを加えたものにすぎない面もないわけではない。

しかしながら旧来の古文書学が、たとえば養老公式令を基に、平安中後期の文書を論ずるという、およそ歴史学とは無縁な形式論におちいつている中で、一つの文書様式の流れを歴史的にそれぞれの時代の政治社会情勢と関連づけていく作業は基礎的ではあるが、重要な作業であり、その積み重ねが、文字通り豊かな歴史像を構築していく一つの前提であると考え、本稿はそうした観点の上に牒から派生してくる家牒を中心に律令国家の成立と展開の側面を考えようとした一試論である。

したがって本稿でも様々な問題が未解決のまま残されることとなった。たとえば大宝公式令と養老公式令とにみられる各条文の異同の分析などは、律令官制整備の研究と関連させた地道な考察が必要であると考え、また私自身の関心からいえば、王臣家と富豪の輩の結合の要因と、その進展については十分に論じる余裕がなく、割愛せざるをえなかった。いずれ今後の課題としつつ摺筆したい。

- 1) 拙稿「九世紀中葉における国政基調の転換について」(『日本史研究』169)
- 2) 『類聚三代格』巻19, 延喜2年3月13日官符
- 3) 中村直勝『日本古文書学』, 相田二郎『日本の古文書』, 伊地知鉄男『日本古文書学提要』, 佐藤進一『古文書学入門』など参照
- 4) 『家牒』の成立(『日本歴史』246, のち『平安前期政治史序説』所収)
- 5) 本稿でいう家司とは、家令をはじめとする四等官によって構成される家務機構の意味で用いる。その使用例として

- は『統日本紀』天平勝宝元年正月乙巳条が初見である。
- 6) 仁井田陸『唐宋法律文書の研究』
 - 7) 内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」（『中国法制史考証』所収）
 - 8) 公式令牒式条
 - 9) 公式令移式条
 - 10) 『統日本紀』天平宝字8年7月甲寅条、宝龟8年6月辛巳条などに外交文書としての牒がみえる。
 - 11) 佐藤進一前掲書
 - 12) 『日本思想大系3 律令』公式令補注
 - 13) 律令官制の成立については種々の論争があり、一朝一夕に解決できない問題である。研究史の整理等の面では早川庄八「律令太政官制の成立」（『統日本古代史論集』所収）を参考にした。
 - 14) 『日本書紀』大化元年八月庚子条に「汝等国司，不得随許便牒於朝」とみえることも8世紀初頭の「牒」に対する観念を示すものとして注目される。
 - 15) 仁井田陸前掲書，第五章参照
 - 16) 早川庄八前掲論文
 - 17) 養老4年5月癸酉条
 - 18) 養老3年12月乙酉条
 - 19) 公式令行公文皆印条
 - 20) 大同元年8月2日太政官謹奏（『類聚三代格』巻17）で大内記山名王が、内侍司から中務省への牒の発給を神亀以降に限って「乖令意」と問題にしたのは、神亀頃に官司間の文書は移であるという原則が確立したことを示しているのではなからうか。
 - 21) 『令集解』僧尼令禁身捨身条
 - 22) 大宝令に移式準用の牒の規定がなかったと思われることについては『日本思想大系3 律令』公式令補注参照
 - 23) 唐における官司からの上申文書（解と刺の様式があった）のうち、日本において解が採用されたことの意味については、林屋辰三郎・大学院古文書学セミナー「下意上達文書の変遷」（『日本史学』創刊号）参照
 - 24) これに応じて他の条項でも語句の修正が行なわれたと考える。たとえば養老公式令官人判事条は「凡官人判事，案成自覚不盡者，聴掌牒追改」とあるが，傍点部は大宝令では「聴掌案追改」とあった。この案から牒への変化は，大宝令では官吏の上申文書として牒が位置づけられておらず，養老令段階で官人が公事によって上申する文書は牒と限定されたことを示唆しているといえよう。
 - 25) 先述の僧綱などへの牒の規定，諸国へ下す符への太政官印の捺印，省台への印の賜与や，請内印の際の文書の複数化（『統日本紀』養老4年8月丁亥条），諸国上申文書が駅に乗じて言上せられたこと（『統日本紀』養老4年9月辛未条）は，養老年間が，律令政治の特徴である文書主義の形態のととのえられる時期であったことを示しているといえよう。
 - 26) 『大日本古文書』第1巻，442，479，629頁
 - 27) この移の発給から井上薫氏は皇后宮職の特殊な立場を強調されている（『日本古代の政治と宗教』I-II）が，皇后宮職は他の文書では中務省に対し公式令に基づいて解を上申しており（『大日本古文書』第2巻，468頁），再考の余地があると考える。
 - 28) 『大日本古文書』第2巻，4頁
 - 29) 『大日本古文書』第1巻，632頁
 - 30) 『大日本古文書』第12巻，433頁，同13巻334頁，同14巻174-176頁
 - 31) 『大日本古文書』第6巻389頁，神護景雲2年7月30日官符（『類聚三代格』巻10），『政事要略』巻81，進過状事。
 - 32) 『類聚三代格』巻14，弘仁3年3月23日官符
 - 33) 『平安遺文』第1巻，70号
 - 34) 以上，日本における牒について述べたがここで早川氏が『律令』補註で提起された，「(イ)大宝令の牒式が唐の牒制に近い規定であったために，養老令の施行後もこれが否定されずに行なわれたか，(ロ)令の規定如何にかかわらず唐の牒制が準用されたか，あるいはまた(ハ)移式準用の牒が拡大解釈されて用いられたかの，三つの可能性を想定しておく」とされた点について，再度簡単に要約しておく。まず(イ)が成立しがたいのは本文中でのべたとおりであり，現時点では，大宝令牒式条は唐制に近いものであったが，養老年間頃までに文書作成・伝達様式の上に改訂が行なわれ，養老令牒式条のごとく規定された。しかし養老令施行がおくれたこともあって，大宝令の規定が準用されたと考えている。つまり早川氏の(イ)の可能性を中心に(ロ)の側面を併せて考えている。
 - 35) 『大日本古文書』第3巻273，527，584，643，644，647頁，同第4巻97頁，103頁，同第5巻464，493頁，同第9巻340頁，同第12巻164頁，同第16巻373，400，405，558頁，同第24巻524頁，同第25巻183頁。なおこの他第3巻559頁には安宿王家牒がある。
 - 36) 『大日本古文書』第2巻，398-421頁
 - 37) 本稿でいう公的文書（公文書）とは支配階級総体の共通認識，意志を「國家」の意志認識として表現したものをいう。したがってそのためには基本法典たる令の公式令に規定された様式と手順を踏まなければならない。そしてその手順の一つが公印の捺印であった。それ故公式令の書式に合致しないもの，捺印のないものは，たとえそれが律令官司の発給したものであり，その内容がいかに国政に密着したものであっても公文書ではなく私的文書といわざるをえない。たとえば天平7年「左京職陳東市司」（『大日本古文書』第1巻632頁）など，諸司印のない文書は，「符到奉行」と結ばれるごとく，公文書たる太政官符に付随することによって公文書の性格を付与されてくるのであり，諸司発給文書単独では，厳密な意味の公文書とは考えない。
 - 38) 『大日本古文書』第2巻662頁，同第6巻109頁
 - 39) 『類聚三代格』巻17，延暦23年9月23日官符
 - 40) 公式令行公文皆印条
 - 41) 継嗣令集解定嫡子条朱説では本主の牒を家牒とよんでおり，本来はこの意味で家牒を用いたのではなからうか。
 - 42) 『統日本紀』天平宝字2年8月甲子条
 - 43) 『統日本紀』宝龟2年正月壬戌条
 - 44) 『藤原仲麻呂』，14項
 - 45) 家令職員令一品条
 - 46) 考課令内外官条
 - 47) 考課令家令条

- 48) 以上(9)(10)の二点は、家司が八省被管の諸司と同様、独立官司として認められていないことを示すものである。家司と八省被管諸司との間に本質的な相違があるが、本稿では、家司が独立官司として認められていないことが理解されれば充分である。
- 49) またこれに関連して、家令には季禄が他の官人より一等下して与えられること（禄令義解給季禄条）、6日に一度の休暇が許されていない（假寧令集解給休暇条朱説）こと、さらには「但家令以下、不入内官也」（職員令集解太政官条跡説）と考えられていることは、家司の立場を理解する上で注目しておく必要があろう。
- 50) たとえば資人を補充することについては公式令集解牒式条跡説に「假令、為請資人送書於國府者、合用自牒、不預家令等也」とある。
- 51) 『大日本古文書』第3巻、403頁など
- 52) 『大日本古文書』第3巻、414頁など
- 53) 『類聚三代格』巻19、延喜2年3月13日官符
- 54) 『類聚三代格』巻19、寛平7年9月27日官符
- 55) 『類聚三代格』巻19、延喜5年11月3日官符
- 56) 『類聚三代格』巻16、寛平8年4月2日官符
- 57) 『類聚三代格』巻10、延喜2年3月12日官符
- 58) 『平安遺文』第1巻、217号
- 59) 川上多助「平安朝の荘園整理策」（『日本古代社会史の研究』所収）、西岡虎之助「荘園制における官省符牒の変質」（『荘園史の研究』上所収）、赤松俊秀「鎌倉仏教の課題」（『史学雑誌』67-7）、阿部猛『律令国家解体過程の研究』第三編第三章、佐藤宗諱前掲論文など参照
- 60) 『平安遺文』第9巻、4555号
- 61) これ以前にやはり東寺が右大臣家牒によって帳外浪人十人の獲得に成功していること（『平安遺文』第1巻、219号）は、家牒が対国衙の面ではたす役割の大きさを示している。またこの当時国衙から王臣家に発する文書も牒と書いた（『類聚三代格』巻19、延喜5年11月3日官符）らしい。
- 62) 公式令天子神璽条
- 63) 当時官に進める文書に家印をおしていることは、『平安遺文』第1巻239号文書においても確認される。
- 64) 延喜13年の按察使藤原有実家牒（『平安遺文』第1巻208-210号）も右大臣家牒と同様の形式をとっている。
- 65) 『類聚三代格』巻17
- 66) 軍防令給帳内条では有品の親王だけに帳内が与えられることになってしたが、のちには无品親王にも与えられており（『文徳実録』嘉祥3年2月辛亥条）、延暦23年がその蓋觸かとおもわれる。
- 67) 選叙令任官条
- 68) たとえば延暦23年前半では藤原雄友、同内膳が中納言従三位であった（『公卿補任』延暦23年項）
- 69) 本主自身に属することはあくまで本主の牒によることは官符の中でのべている通りであり、そのことはたとえば請假事について『北山抄』巻4が牒の様式をのせていることから理解されよう。
- 70) たとえば前述の大同元年内侍司牒を内侍司移に改めさせたこと、延暦24年解文への官人連署の遵守を命じたこと（『類聚三代格』巻17、延暦24年11月1日官符）や、印の使
- 用は令に拠ることを命じた（『日本後紀』大同3年6月乙亥条）ことなどが、その例としてあげられよう。
- 71) 公式令集解牒式条穴説、跡説も同趣旨のことを述べている。
- 72) 佐藤宗諱氏はこの延暦23年の改正について、「本稿の主題からいえば、家司のはたす役割が重要になってきたことが右の政策の出る背景である」と述べられているが、この時期家司がどのような役割をはたすようになったのか具体的に言及されていない。私は家司の役割が重要になってくるのは基本的には9世紀中葉以降であると考えるので、氏の評価には従えない。
- 73) 木内武男『日本の古印』、荻野三七彦『印章』、他に鈴木茂男「日本古印をめぐる二・三の問題」（『書の日本史 別巻』所収）
- 74) 『類聚三代格』巻17、貞観10年6月28日官符
- 75) 『続日本後紀』承和11年6月戊寅条
- 76) 『延喜式』巻11、太政官
- 77) ただし令制の初期においては、たとえば『続日本紀』慶雲元年4月甲子条に「令鍛冶司鑄諸国印」とあるごとく、天平16年鍛冶司の廃止までここで鑄造された。
- 78) 弥永貞三「大宝令逸文一条」（『史学雑誌』60-7）、同「大伴家持の自署せる太政官符について」参照。この二論考は、早川庄八氏より御教示と資料の提供をえた。記して深謝したい。
- 79) 史料上の初見は天平宝字元年8月己亥条（『続日本紀』の大学寮以下5寮司に対する賜田である。
- 80) 『続日本紀』天平16年正月辛酉条
- 81) 『続日本紀』天平17年8月己丑条
- 82) 『日本後紀』大同元年閏6月戊子条
- 83) 『日本後紀』大同3年6月乙亥条
- 84) 『続日本後紀』承和元年3月丙寅条
- 85) 「穀倉院の機能と職員」（『日本歴史』300号）
- 86) 『類聚三代格』巻6、天長4年6月5日官符
- 87) 承和元年、穀倉院の西南に院預人を居住させたことも、官司化の第一歩として理解される（『続日本後紀』承和元年7月戊子条）
- 88) 『日本紀略』延暦15年2月丙申条
- 89) 職員令主計寮条
- 90) 職員令主税寮条
- 91) 石母田正『日本の古代国家』第3章
- 92) 『類聚三代格』巻4、延暦9年2月25日謹奏
- 93) これに伴う国司権限縮小化への政府の姿勢については拙稿「平安初期の政治基調について」（『史学研究』137号）で若干述べておいた。
- 94) 長山泰孝『律令負担体系の研究』第7章、福井俊彦『交替式の研究』第4章、中里浩「勘解由使について」（『歴史』36）、梅村喬「勘会制の変質と解由制の成立」（『日本史研究』142・143）、同「民部省勘会と勘解由使勘判」（『名古屋大学日本史論集』所収）など参照。
- 95) 福井俊彦前掲書
- 96) 長山泰孝前掲書
- 97) 『延喜式』巻23、民部下
- 98) 『延喜式』巻23、民部下

- 99) 公式令移式条で義解が「凡被管者、不得以移直向他司」としているごとく、本来ならば主計・主税両寮は他司との直接交渉を行ないえない存在である。
- 100) 『延喜式』巻23, 民部上, 同巻26主税上等参照
- 101) 主計・主税寮のこのような動きについては拙稿（日本史研究論文）参照。
- 102) たとえば貞観11年公印を賜与された造兵司が元慶元年（『三代実録』同年閏2月壬申条）には民部省に移を送る存在となっていることも、この結論を傍証するものといえよう。
- 103) 諸院とは冷然・淳和院などをさすと考える。このうち冷然院には承和2年, 印が賜与されている。
- 104) 『類聚三代格』巻19, 貞観9年12月20日官符所引の承和2年10月18日官符
- 105) 『続日本後紀』承和6年閏正月丙午条
- 106) 承和年間になると八省とならぶ独立官司であった近衛府や, 承和10年に公印を賜与された図書寮などが, 式部・兵部省の監試を経ないで, 独自に白丁などを勸籍に預からせている（『続日本後紀』承和6年8月庚戌条, 同承和13年6月甲申条）ことも, 官司の自己運動として理解したい。
- 107) 『類聚三代格』巻17
- 108) 『平安遺文』第1巻, 3号
- 109) 『平安遺文』第1巻, 45号
- 110) 『類聚三代格』巻19, 貞観10年6月28日官符所引
- 111) 同氏前掲論文
- 112) 拙稿日本史研究論文。なお調庸收取体系の展開については北条秀樹氏（『文書行政よりみたる国司受領化』『史学雑誌』84-6）の労作がある。
- 113) 『政事要略』巻51
- 114) 『類聚三代格』巻12
- 115) 承和10年6月甲子条（『続日本後紀』）に主計主税寮々掌を各2名ずつ増したのは, この制度の施行のためであろう。
- 116) 『続日本後紀』承和11年6月戊寅条
- 117) 貞観交替式齊衝2年5月10日官符所引
- 118) 『類聚三代格』巻19, 貞観10年6月28日官符所引の承和12年6月23日官符
- 119) 『類聚三代格』巻19, 寛平3年6月17日官符
- 120) 『類聚三代格』巻15, 天長2年10月20日官符
- 121) 『類聚三代格』巻14, 承和7年2月21日官符
- 122) 『続日本後紀』嘉祥3年4月癸酉条
- 123) 『類聚三代格』巻19, 貞観9年12月20日官符所引の承和2年10月18日官符
- 124) 『類聚三代格』巻19, 貞観6年9月4日官符
- 125) 『三代実録』貞観元年4月戊申条
- 126) 『類聚三代格』巻19, 貞観10年6月28日官符
- 127) 『延喜式』巻18, 式部上, 同巻26, 主税上
- 128) かくして様はふたたび官司間互通文書の様式として復活し, 以後後非違使や蔵人所などの令外官も様を発給するようになり, また六副府や内蔵寮なども国高に対し, 本来の移にかえて様を送るようになってきた（『平安遺文』第1巻158号, 『類聚三代格』巻20, 昌泰4年閏6月25日官符）。
- 129) 承和11年5月辛丑条
- 130) 『類聚三代格』巻19, 貞観10年6月28日官符所引
- 131) 家司の活動の活発化と, その内部変質については佐藤宗諱氏の前掲論文に注目すべき指摘がある。
- 132) 『類聚三代格』巻19, 元慶7年10月26日官符
- 133) 『類聚三代格』巻10, 延喜2年3月12日官符
- 134) 『類聚三代格』巻19, 寛平8年4月2日官符
- 135) 賦役令義倉条
- 136) 『類聚三代格』巻14, 慶雲3年2月16日官符
- 137) 『類聚三代格』巻14, 天平宝字2年5月29日官符
- 138) 『類聚三代格』巻14, 大同4年4月30日官符
- 139) 『類聚三代格』巻14, 貞観9年4月20日官符
- 140) 『類聚三代格』巻14, 元慶5年6月9日官符
- 141) 『類聚三代格』巻15, 天長2年10月20日官符
- 142) 『類聚三代格』巻15, 寛平8年4月2日官符
- 143) 『類聚三代格』巻16, 貞観4年3月15日官符
- 144) 『日本領土制成立史の研究』第3章
- 145) 『類聚三代格』巻20, 貞観2年9月20日官符
- 146) 『類聚三代格』巻19, 寛平6年11月30日官符
- 147) こうした状況についてはやや時代を降るが三善清行の「意見封事十二箇條」を参照されたい。
- 148) 「家令について」（『日本歴史』201号）
- 149) たとえば家令の場合でも, 地方の出身者が多く任命されていた（『続日本後紀』承和14年3月丙申条, 『三代実録』貞観4年7月乙未条など）し, 延喜式でも「凡諸家司, 雖無位猶嗚補」（式部上）と地方富豪うけいれを認めていたといえる。
- 150) 『類聚三代格』巻19, 寛平7年9月27日官符
- 151) 『類聚三代格』巻7, 寛平5年11月21日官符
- 152) 『類聚三代格』巻19, 延喜2年3月13日官符
- 153) 『類聚三代格』巻19, 延喜2年3月13日官符
- 154) 専当郡司制・里倉負名などは一面で富豪の輩の在地支配を公認した上になりたつた制度であったと考える。
- 155) ここで政治的対立というのは, 富豪の輩を家産機構の中にとりこもうとする王臣家と, 国衙機構の中に組織しようとする国司の対立や, 調庸物をめぐるとの対立を指しているのであって, 階級的には貴族王臣家と国司は一体であるという意味である。
- 156) 『類聚三代格』巻19, 延喜2年3月13日官符。高子内親王家領筑前博太庄では地方豪族が庄専当・庄別当などとよばれていた（『平安遺文』第1巻, 154号）。
- 157) 『平安遺文』第1巻, 128号では宅司が荘園紛争の最終的な責任者となっていた。
- 158) 庄地の拡大は私出挙による収奪, 買得などによる（『類聚三代格』巻19, 寛平7年3月23日官符, 同巻19延喜2年3月13日官符）ばかりでなく, 庄民を使った開墾（『平安遺文』第1巻160号）も行なわれた。
- 159) 『類聚三代格』巻19, 貞観10年6月28日官符, 同巻19, 延喜5年8月25日官符
- 160) 『類聚三代格』巻20, 延喜元年12月21日官符
- 161) 『類聚三代格』巻16, 寛平8年4月2日官符

【付記】 本稿改稿にあたり広島大学松岡久人・坂本賞三両先生ならびに畏友水本浩典氏より多くの御教示をえた。記して深謝したい。1975年1月成稿 1978年9月改稿補訂。